

令和3年度

事務報告書

小金井市

令和3年度

事務報告書

小金井市

編 さん 例

- 1 令和3年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。
ただし、出納整理期間のある事務は、令和4年5月31日までを含む。
なお、議会事務局については、令和3年1月1日から令和3年12月31日までとする。

令和4年7月

小金井市総務部総務課

目 次

市の概要

事務実績

企画財政部

企画政策課	9
財政課	17
広報秘書課	21
情報システム課	29

総務部

総務課	33
地域安全課	41
職員課	47
管財課	59

市民部

市民課	63
コミュニティ文化課	75
経済課	97
保険年金課	107
市民税課	115
資産税課	121
納税課	125

環境部

環境政策課	129
ごみ対策課	143
下水道課	155

福祉保健部

地域福祉課	161
自立生活支援課	169
介護福祉課	193
健康課	211

子ども家庭部		
子育て支援課	219
保育課	229
児童青少年課	235
都市整備部		
都市計画課	249
まちづくり推進課	253
道路管理課	257
建築営繕課	269
交通対策課	271
区画整理課	277
会計課	279
学校教育部		
庶務課	283
学務課	295
指導室	303
生涯学習部		
生涯学習課	309
図書館	331
公民館	337
議会事務局	347
選挙管理委員会事務局	375
監査委員事務局	383
農業委員会事務局	387
固定資産評価審査委員会事務局	391

市の概要

市の概要

1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

2 位置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分 標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）
--

3 面積

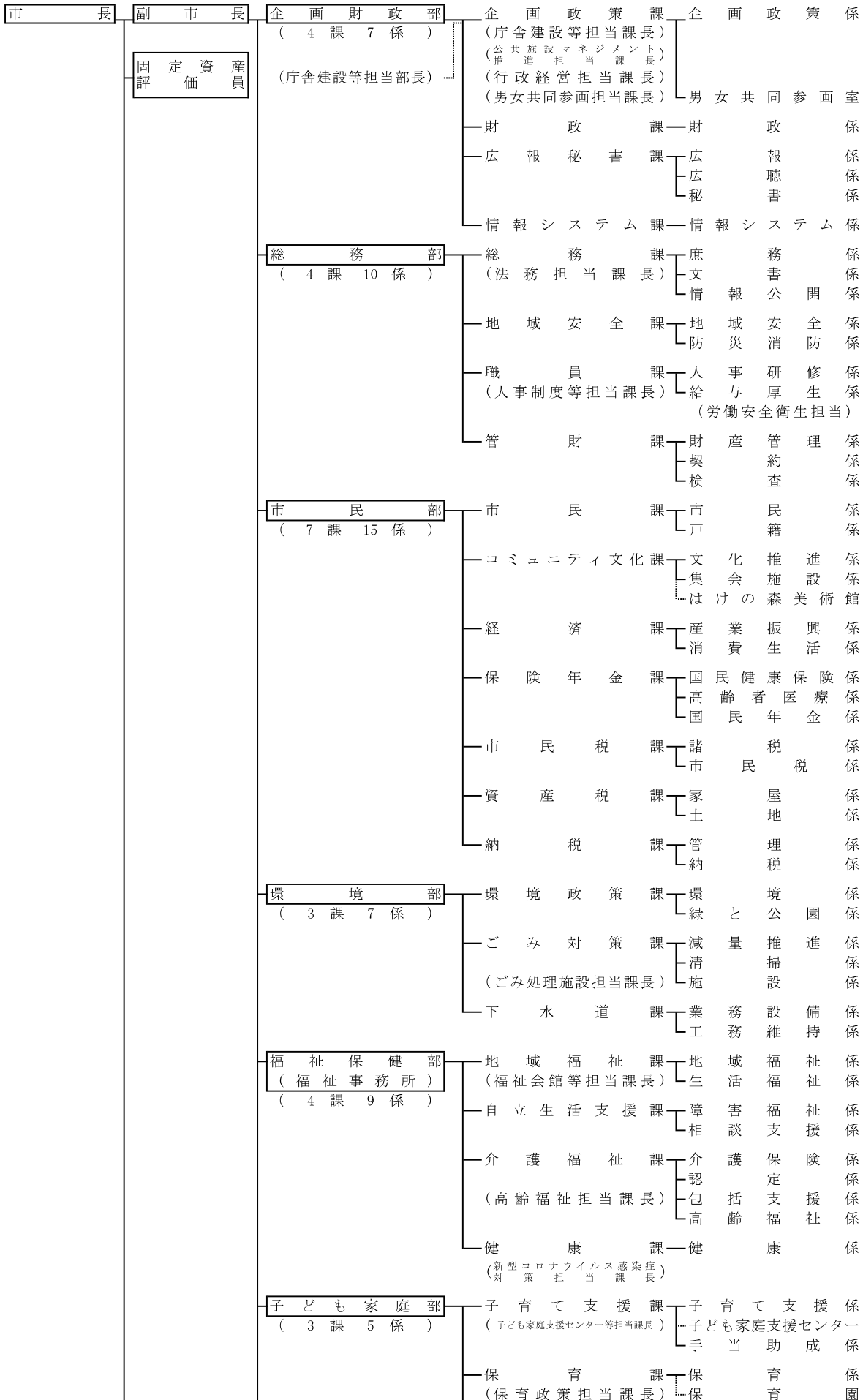
東西・・・4.1km 南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km

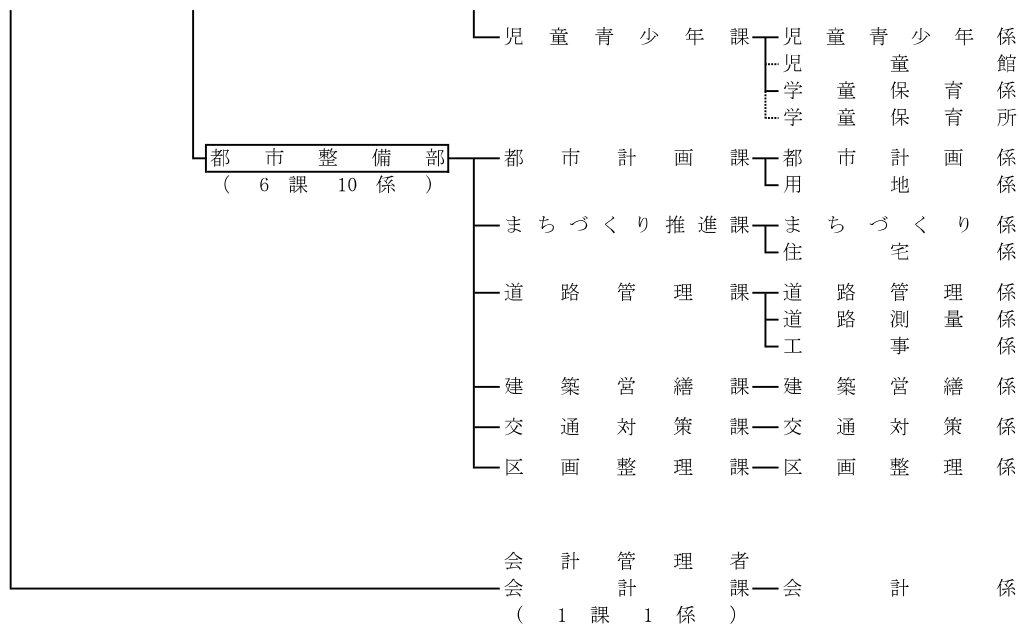
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

4 世帯・人口 (対前年比較、各年とも4月1日現在)

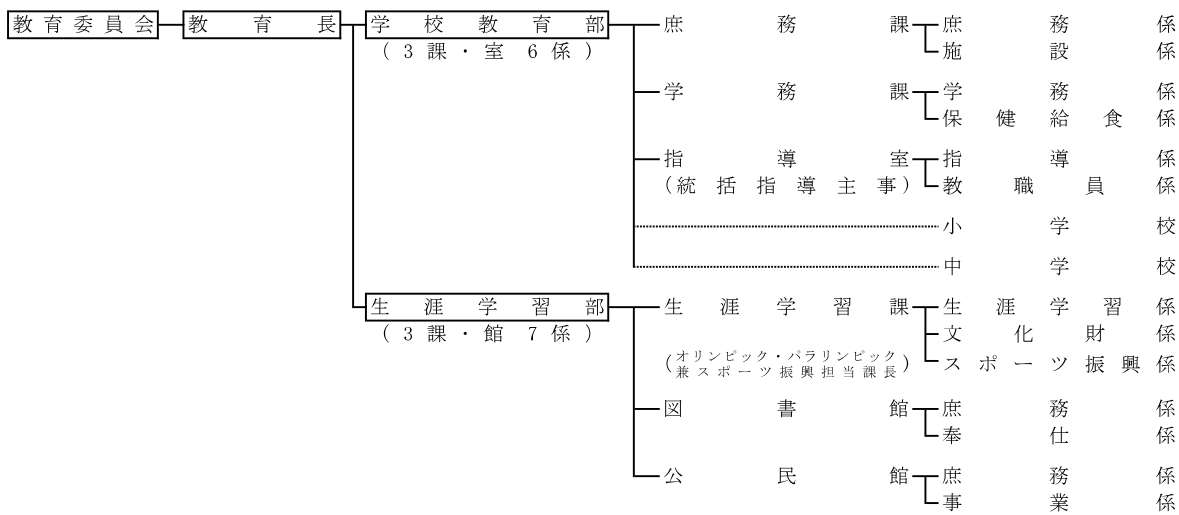
区分 年別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		男	女	計
令和4年	62,449	61,199	63,340	124,539
令和3年	62,177	61,022	63,056	124,078
比較	272	177	284	461

小金井市行政機構図（令和3年4月1日現在）





市長部局 7部 32課 64係 (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

